



US Topics

October 8, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

FAS 167による新しい連結ガイダンス適用のためのカンパニー・アクション・プラン
偶発的損失の開示に関するFASBプロジェクトについて議論するPwC DataLine
FASBのバリュエーション・リソース・グループの9月の会議ハイライト
FASBが複数要素契約に関する会計基準アップデートを公表
FASBが会計基準成文化にXBRLエレメント情報を追加
その他のFASB関連記事
SECがSOX法による内部統制監査規定について、多くの中小企業に対する最終延長措置を公表
SEC職員がXBRL添付資料初回提出のレビューにおける所見を公表
SECがSOX法に関するウェブ調査の結果を公表
ASBが明瞭性プロジェクトによる監査基準書の改訂を提案
ASBがGAAPヒエラルキーからSAS 69を取消し

■ FAS 167による新しい連結ガイダンス適用のためのカンパニー・アクション・プラン

2009年7月、FASBはFAS 167「FASB解釈指針第46号(改訂)の修正」¹を公表しました。この基準は2009年11月15日より後に開始する会計年度(およびその会計年度内の期中期間)から適用となります。このFASBの新ガイダンスは変動持分事業体(VIEs)のための連結規則を大幅に変更し、すべての業界において幅広い適用可能性を有するものです。影響を受ける契約としては、ジョイント・ベンチャー、持分法投資、共同開発契約、共同製造および電力購入契約などの共同組織の連結があります。FAS 167の適用により、企業の会計方針、財務諸表の開示、データ収集プロセス、内部統制の大幅な変更が必要となるかもしれません。しかしながら、新ガイダンスのインパクトは財務報告プロセスのみに限定されるものではなく、2~3の例を挙げると、借入契約条項の遵守、報酬、および株主とのコミュニケーションなど、他の領域にも影響を与える可能性があります。したがって、会社は、新ガイダンス適用によるすべての重要な影響の評価を行うための多面的なアプローチを検討すべきでしょう。

新たに公表されたPwCの白書「FAS 167カンパニー・アクション・プラン – 変動持分事業体の連結」は、FAS 167の当初の適用促進と継続的な遵守のために、企業が方針、手続および管理を策定する際の手助けとなるでしょう。この白書には適用及び遵守のスケジュールの実例と、相互に関連する9つの段階を包含するモデル・アクション・プランが記載されています。FAS 167適用のために必要となる可能性のあるかなりの長い時間を考慮すると、12月決算企業はできる限り早期に適用のためのプランニングを開始することが重要です。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、この白書の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpif?ContentCode=MSRA-7WMT6P&ContentType=Content>

¹ この文書の公表日現在、FASBはまだFAS 167を会計基準成文化(the Codification)に掲載していません。FAS 167のガイダンスのthe Codification掲載を告知する会計基準アップデートは間もなく公表されると思われます。

■ 偶発的損失の開示に関するFASBプロジェクトについて議論するPwC DataLine

FASBは最近、特定の偶発損失に関する新しい開示要求案の再審議を開始しました。開示は一般に入手可能な情報に基づくものであり、それゆえ当該開示は偶発事象の結果に影響を及ぼすものではないとするなどの、一般的な原則を採用することを暫定的に決定しました。FASBが検討中のこのアプローチがこの提案に大きな方向転換をもたらし、FASBの2008年当時の公開草案におけるいくつかの開示案が企業の法的な戦略に影響を及ぼしたり不利益をもたらしたりするのではないかという、多くの関係者の懸念を緩和するかもしれません。

DataLine 2009-44では、PwCはFASBの最近の再審議に基づくプロジェクトの状況について検討し、いくつかも問題に関するPwCの洞察を提供しています。

▼ CFOdirect Network のメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7WMJL4&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ FASBのバリュエーション・リソース・グループの9月の会議ハイライト

財務報告目的のための公正価値の利用は、特に現在の経済環境においては、引き続きホット・トピックとなっています。基準設定の観点から、FASBは、財務報告目的上、ASC 805「公正価値測定および開示」(旧 FAS 157)で提供されているガイダンスの範囲を超えた追加的かつより詳細なバリュエーション・ガイダンスが必要かどうか、そしてどの程度まで必要であるかについて継続して検討を行っています。その活動の一環として、FASBおよびFASB職員に対する非公式の諮問グループであるバリュエーション・リソース・グループ(VRG)は、適用上の問題について議論し、FASBへのアドバイスをを行うために定期的な会合を行っています。

9月22日の会議において、VRGの議論は、(1) コア・デポジット(core deposits)の測定、(2) 公正価値測定に関する開示の改善についてのFASBガイダンス案、(3) IASBが2009年5月に公表した公正価値測定に関する公開草案、(4) 企業の資本の公正価値を見積もる場合における負債の公正価値の利用対負債の額面価額(の利用)、に焦点が置かれました。

▼ PwC DataLine 2009-45ではVRGの議論の概要を提供しています。CFOdirect Network のメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7WMLPF&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ FASBが複数要素契約に関する会計基準アップデートを公表

今週、FASBは複数成果物を伴う契約に関する2つの会計基準アップデート(ASU)を公表しました。ASU 2009-13はEITFによるIssue 08-1「複数成果物を伴う売上契約」についての最終合意に関するFASB会計基準成文化(the Codification)への修正が含まれています。ASU 2009-14はIssue 09-3「ソフトウェア要素を含む特定の売上契約」についてのEITFの合意に関するthe Codificationへの修正が含まれています。両EITF Issueは、9月に最終の指針となりました。

Issue 08-1(ASU 2009-13)では、成果物の販売価格を決定するもう一つの代替案を提供することによって、取引の経済的実態をより良く反映する方法で、企業が複数成果物を伴う契約において契約対価を配分することを認めています。また、これにより、しばしば収益の早期認識が行われる結果となるでしょう。さらに、契約対価の配分のための残余法は、Issue 08-1の下では今後は認められません。Issue 09-3(ASU 2009-14)により、有形製品の非ソフトウェア要素と有形製品の特定のソフトウェア要素は既存のソフトウェア収益認識ガイダンスの適用範囲から除外され、その他の有形製品

の収益認識と類似する収益認識が行われることとなります。また、新しいガイダンスでは、幅広い定性的・定量的な開示が求められています。

これらの ASUs は 2010 年 6 月 15 日以降に開始する会計年度から適用となります。しかしながら、2009 年 9 月 30 日に終了する期中期間から早期適用することも認められています。このガイダンスは、新規もしくは重要な修正を行った契約に対して、年度初めから将来に向かって適用もしくは遡及的に適用することが可能です。なお、これらの ASUs の全文は以下の FASB ウェブサイトからご覧いただけます。

- ASU 2009-13「複数成果物を伴う売上契約—FASB発生問題専門委員会による合意事項」
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156475499
- ASU 2009-14「ソフトウェア要素を含む特定の売上契約—FASB発生問題専門委員会による合意事項」
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156488008

▼ PwCの洞察を含めた複数成果物を伴う契約に関する新ガイダンスのサマリーは、PwC DataLine 2009-43をご覧ください。CFODirect Network のメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=THUG-7WEK3N&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ FASBが会計基準成文化にXBRLエレメント情報を追加

FASBはFASB会計基準成文化ウェブサイト新しいXBRL機能を導入しました。このウェブサイトでは、the Codification内のパラグラフへのリンクを含んだすべてのUS財務報告タクソミーのXBRLエレメントの一覧を提供しています。The Codificationに含まれるエレメントを掲載することにより、XBRL財務諸表の作成者が提出したXBRL財務諸表内において検討の必要のあるエレメントを識別する際の役に立つでしょう。

▼ より詳しい情報については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage&cid=1176156482037

■ その他のFASB関連記事

会議の概要: 10月7日の会議において、FASBは、(1)財務諸表の表示、および(2)組込クレジット・デリバティブの適用除外のプロジェクトに関する議論を行いました。この会議の詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FActionAlertPage&cid=1176156485567

次回の公開会議: 次回のFASB会議は10月14日に開催予定です。(1)金融商品の会計処理、(2)財務諸表の表示、(3)信用品質および貸倒引当金の開示、のプロジェクトに関する議論を行う予定です。この会議の詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。
<http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Page&pagename=FASB%2FPage%2FSectionPage&cid=1218220079452>

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- FAS 157—オルタナティブ投資に対する持分への公正価値の適用
http://www.fasb.org/fas157_applying_fv_to_interests_in_alternative_investments.shtml

- XBRL
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1176156330994

■ SECがSOX法による内部統制監査規定について、多くの中小企業に対する最終延長措置を公表

10月2日、SECは、多くの中小企業に対してSECの内部統制監査規定の遵守の期限を延長すると公表しました。SECの最終延長措置によると、非早期提出企業（一般的に株式時価総額が7,500万ドルを超えない企業を指す）に対し、2010年6月15日以降に終了する会計年度のアニュアル・レポートからSECの内部統制監査規定への遵守を開始することを求めています。この追加的な延長措置は、6月15日から12月14日までの間に会計年度が終了する企業には影響しません。

この最終延長措置により、12月決算の非早期提出企業は2010年12月31日に終了する会計年度のアニュアル・レポートから、SECの内部統制監査規定への遵守を開始することが必要となります。この延長措置がなければ、これらの企業は2009年12月31日に終了する会計年度のアニュアル・レポートから、SECの内部統制監査規定への遵守を開始することが求められることになっていました。

▼ この延長措置に関するより詳しい情報は、CFODirect Network に掲載されたPwCの Breaking News記事をお読みください。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=THUG-7WFQNP&ContentType=Content>

▼ また、この延長措置に関するプレスリリースの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/news/press/2009/2009-213.htm>

■ SEC職員がXBRL添付資料初回提出のレビューにおける所見を公表

SECのインタラクティブ開示事務局は、最も大規模な公開企業による初回のインタラクティブ・データ提出（拡張可能ビジネス・レポート言語 - XBRL）のレビューに基づく職員の見解を記載した文書を公表しました。SEC職員は、企業が将来の提出においてその品質をさらに改善するために検討すべきいくつかの事項を明確にしました。例えば、提出されたファイルが過去のファイリング形式と同一に見えなければならないという規定は存在しません。

▼ このSEC職員による所見は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/spotlight/xbrl/staff-review-observations.shtml>

■ SECがSOX法に関するウェブ調査の結果を公表

最近、SECは2002年のサーベンス・オクスレー法404条の適用に関するインターネット調査の結果および分析内容を公表しました。404条に関する経験を有する企業の財務担当者に対するこの調査は、2008年12月から2009年1月にかけて実施されました。この分析内容は、2007年の改革以降発生している変化は費用効果の高い内部統制評価および監査をもたらしているかどうかについて、SECに知らせることを目的としたものです。例えば、この調査は、2007年の改革によりコンプライアンス費用の大幅な減少を示唆しています。

▼ この報告書の全文は、以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.sec.gov/news/studies/2009/sox-404_study.pdf

■ ASBが明瞭性プロジェクトによる監査基準書の改訂を提案

AICPAの監査基準審議会(ASB)は、既存の監査基準書(SAS)への明瞭性規約を適用し、国際監査基準(ISA)とのコンバージェンスを進めるための継続的活動の一環として、5つの新公開草案を公表しました。これらのSASsは、既存のAICPAの非発行体の監査報告基準の内容と編成の大幅な変更をまとめて提案しています。これら5つの公開草案に対するコメント募集は2009年12月31日までです。

- 監査報告書—財務諸表に関する意見の形成および報告; 独立監査人の報告書における監査意見の修正、独立監査人の報告書における追記情報とその他の情報
<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Proposed+Statements+on+Auditing+Standards+Auditors+Reports.htm>
- 監査済財務諸表に関連する契約内容もしくは法的規定へのコンプライアンスに関する報告
<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Proposed+Statement+on+Auditing+Standards+Auditors+Reports+Reporting+on+Compliance.htm>
- 特別考慮事項—特別目的フレームワークにしたがって作成された財務諸表の監査; および、特別な考慮事項—特別目的の財務諸表および財務諸表の特定の要素、勘定または項目に関する監査
<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Proposed+Statements+on+Auditing+Standards+Special+Reports+Special+Considerations.htm>
- 要約財務諸表に関する報告業務
<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Proposed+Statement+on+Auditing+Standards+Special+Reports+Summary+Financial+Statements.htm>
- 他の国において一般に公正妥当と認められた財務報告フレームワークにしたがって作成された財務諸表による報告
<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Proposed+Statement+on+Auditing+Standards+Another+Country.htm>

■ ASBがGAAPヒエラルキーからSAS 69を取消し

AICPAは、その週刊ニュースレターの中で、ASBがSAS 69「独立した監査人の報告において『一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示されている』と表示されていることの意味について」を取消したことを公表しました。FASB、政府会計基準審議会(GASB)および連邦会計基準諮問評議会(FASAB)は、それぞれのGAAPヒエラルキーを公式基準書等に盛り込む告知を公表しており、その結果、SAS 69は今後不要となりました。

- ▼ このAICPAのニュースレターは以下のウェブサイトからご覧いただけます。
http://aicpa.org/download/info/AICPA_NewsUpdate_Vol.12_No.38.pdf

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.